

第19回

定時株主総会 招集ご通知

🕒 2020年6月22日（月曜日）
日時 午前10時（開場 午前9時）

📍 東京プリンスホテル 2階
場所 鳳凰の間
東京都港区芝公園三丁目3番1号

- 第1号議案 | 定款一部変更の件
- 第2号議案 | 取締役7名選任の件
- 第3号議案 | 監査役1名選任の件
- 第4号議案 | 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 | 取締役に対する業績連動型株式報酬制度の
継続及び株式報酬型ストック・オプション
の業績連動型株式報酬制度への移行に伴う
報酬等の額及び内容一部改定の件

＜新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ＞
新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主様におかれましては、株主総会開催日時点での政府並びに各自治体の要請、流行の状況などをご勘案の上、株主総会へのご来場を見合わせていただき、郵送又はインターネットによる議決権行使を強くご推奨申し上げます。

株式会社

セブン銀行

証券コード：8410



パソコン・スマートフォン等
からもご覧いただけます。

<https://s.srdb.jp/8410/>



目次

ごあいさつ・社是・経営理念・倫理憲章	2
第19回定時株主総会招集ご通知	3
議決権行使についてのご案内	4
株主総会参考書類	7

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役7名選任の件

第3号議案 監査役1名選任の件

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

第5号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度の継続及び株式報酬型ストック・オプションの業績連動型株式報酬制度への移行に伴う報酬等の額及び内容一部改定の件

(添付書類)

第19期事業報告	25
連結計算書類	41
計算書類	43
監査報告書	45
(ご参考) コーポレート・ガバナンスについて	50
(ご参考) 配当金のお知らせ	53

●本招集ご通知に提供すべき書類のうち、事業報告の「当社の新株予約権等に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制」、「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」、「特定完全子会社に関する事項」、「親会社等との間の取引に関する事項」、「会計参与に関する事項」、「その他」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の**当社ウェブサイト** (<https://www.sevenbank.co.jp/ir/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

なお、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した書類には、本招集ご通知添付書類のほか、上記ウェブサイト掲載書類も含まれております。

●株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合、インターネット上の**当社ウェブサイト** (<https://www.sevenbank.co.jp/ir/>) に掲載させていただきます。



ごあいさつ



セブン銀行

株主の皆さまにおかれましては、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第19回定時株主総会を6月22日（月曜日）に開催いたしますので、ここに招集のご通知をお届けいたします。

ご高覧くださいますようお願い申し上げます。

代表取締役社長 舟竹 泰昭

社 是

1. 私たちは、お客さまに信頼される誠実な企業でありたい。
2. 私たちは、株主、お取引先、地域社会に信頼される誠実な企業でありたい。
3. 私たちは、社員に信頼される誠実な企業でありたい。

経営理念

1. お客さまのニーズに的確に応え、信頼される銀行を目指します。
2. 社員一人一人が、技術革新の成果をスピーディーに取り入れ、自己変革に取り組んでいきます。
3. 安全かつ効率的な決済インフラの提供を通じて、我が国の金融システムの安定と発展に貢献します。

倫理憲章（項目のみ抜粋）

1. 銀行の公共性・社会的責任の自覚
2. お客さま第一主義の実践と時代のニーズに合ったより高い利便性の提供
3. 誠実・公正な行動
4. 社会とのコミュニケーション
5. 人間性の尊重

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内一丁目6番1号
株式会社セブン銀行
代表取締役社長 舟 竹 泰 昭

第19回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第19回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又は電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2020年6月21日（日曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

■ 日 時 2020年6月22日（月曜日）午前10時（開場 午前9時）

■ 場 所 東京プリンスホテル 2階 鳳凰の間
東京都港区芝公園三丁目3番1号
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

■ 株主総会の目的事項

- 報告事項 1. 第19期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第19期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

■ 第1号議案 定款一部変更の件

■ 第2号議案 取締役7名選任の件

■ 第3号議案 監査役1名選任の件

■ 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

■ 第5号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度の継続及び株式報酬型ストック・オプションの業績連動型株式報酬制度への移行に伴う報酬等の額及び内容一部改定の件

■ 招集にあたっての決定事項

1. 議決権行使書用紙において、各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取扱わせていただきます。
2. 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以 上

株主総会ではお土産はお配りしません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、株主さまの大切な権利です。「株主総会参考書類」をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

株主総会ご出席

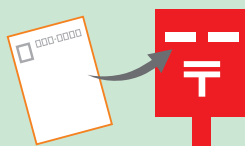


当日は議事資料として本招集ご通知をご持参のうえ、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2020年6月22日
午前10時

郵 送



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

2020年6月21日
午後5時30分到着

インターネット



当社指定の議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。
詳細は次頁をご参照ください。

行使期限

2020年6月21日
午後5時30分まで

機関投資家の皆さまへ 当社株主総会における議決権行使の方法として、株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

新型コロナウイルス感染症への対応について

- 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主様におかれましては、株主総会開催日当日時点での政府並びに各自治体の要請、流行の状況などをご勘案の上、株主総会へのご来場を見合わせていただき、郵送又はインターネットによる議決権行使を強くご推奨申し上げます。インターネットによる議決権行使方法につきましては5～6ページをご覧ください。
- ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声掛けをして入場をお控えいただく場合がございます。また開催日現在の状況に応じて、感染予防のため、当社関係者によるマスクの着用のほか、株主様の検温・手指の消毒などの措置をとらせていただきますので、ご理解並びにご協力をお願い申し上げます。あわせてマスクのご持参・着用のご協力をお願い申し上げます。
- 会場の座席間隔を確保するため、十分な座席数を確保できず、ご入場いただけない場合がございます。
- 株主総会の議事は、例年よりも短時間で行う予定でございます。

なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、以下のウェブサイトにおいてお知らせいたします。

URL : <https://www.sevenbank.co.jp/ir/>



インターネットによる議決権行使

インターネットによる**議決権行使方法**についてご案内いたします。

行使期限

2020年6月21日(日) 午後5時30分まで

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト

<https://evote.tr.mufig.jp/>

1 | サイトへアクセスする

2 | ログインする

3 | パスワードを登録する



① 「次の画面へ」をクリック。

② 同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力。

③ 「ログイン」をクリック。

④ 「現在のパスワード」に「仮パスワード」を入力の上、新しいパスワードを「新しいパスワード」と「新しいパスワード（確認用）」の両方に入力。パスワードはお忘れにならないようご注意ください。

⑤ 「送信」をクリック。

以降は画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使についての注意事項

- 毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止させていただきます。
- インターネットにより議決権を行使された場合は、議決権行使書用紙をご返送いただいた場合でも、インターネットによるご登録の内容を有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
- インターネットによって、議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたご登録の内容を有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
- 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金等は、株主さまのご負担となります。
- パソコン又はスマートフォン等による議決権行使は、インターネット利用環境によっては行えない場合もございますので、ご了承ください。また、携帯電話による議決権行使は、携帯電話の機種等によっては行えない場合もございますので、ご了承ください。

QRコードを読み取る方法

スマートフォンの場合「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」及び「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

1

QRコードを読み取る

お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

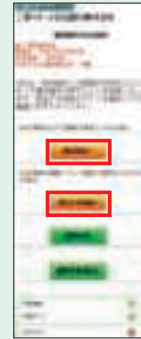
議決権行使書副票（右側）



2

議決権行使方法を選ぶ

議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ。



QRコードを読み取る方法での議決権行使は1回に限ります。

2回目以降のログインの際は、左頁に記載のご案内にしたがってログインしてください。

画面のご案内にしたがって行使完了です。

システム等に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部（ヘルプデスク）



0120-173-027（受付時間 9:00～21:00）

「ネットで招集」のご案内

本招集通知の主要コンテンツをパソコン・スマートフォン等でもご覧いただけます。

閲覧方法

以下、ウェブサイトもしくはQRコードにアクセスしてご覧ください。

<https://s.srdb.jp/8410/>

※ QRコードは、(株)デンソーウェブの登録商標です。



招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類等

監査報告書

ご参考

第 1 号議案 || 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 経営環境の変化に対応した意思決定の迅速化と取締役会の経営監督機能の強化をはかることを目的として、現行定款第19条に定める取締役の員数の上限を11名から9名に変更するものであります。
- (2) 取締役会の運営について、柔軟な対応を可能とするため、現行定款第23条第1項に定める取締役会の招集権者および第24条に定める取締役会の議長を、取締役会において予め定めた取締役に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の員数) 第19条 当会社の取締役は<u>11</u>名以内とする。	(取締役の員数) 第19条 当会社の取締役は<u>9</u>名以内とする。
(取締役会の招集) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、<u>取締役社長</u>がこれを招集する。<u>取締役社長</u>に事故がある時は、予め取締役会の定める順序により、他の取締役にこれに代わる。	(取締役会の招集) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、<u>取締役会において予め定めた取締役</u>がこれを招集する。<u>予め定めた取締役</u>に事故がある時は、予め取締役会の定める順序により、他の取締役にこれに代わる。
2. ～ 3. (条文省略)	2. ～ 3. (現行どおり)
(取締役会の議長) 第24条 取締役会の議長は、<u>取締役社長</u>がこれに当たる。<u>取締役社長</u>に事故がある時は、予め取締役会の定める順序により、他の取締役にこれに代わる。	(取締役会の議長) 第24条 取締役会の議長は、<u>前条第1項に従い定めた取締役</u>がこれに当たる。<u>予め定めた取締役</u>に事故がある時は、予め取締役会の定める順序により、他の取締役にこれに代わる。

第2号議案 || 取締役7名選任の件

現任取締役全員（10名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。迅速な意思決定を行うため、3名減員して取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号		氏 名	地 位	当事業年度における 取締役会への出席状況
1	再任	ふたごいしけんすけ 二子石謙輔	代表取締役会長	13回全て出席 (100%)
2	再任	ふなたけ やすあき 舟竹 泰昭	代表取締役社長	13回全て出席 (100%)
3	再任	ごとう かつひろ 後藤 克弘	取締役	13回のうち11回出席 (84.6%)
4	再任	き がわ まこと 木川 眞	社外取締役 独立役員	13回のうち12回出席 (92.3%)
5	再任	いたみ としひこ 伊丹 俊彦	社外取締役 独立役員	13回のうち12回出席 (92.3%)
6	再任	ふく お こういち 福尾 幸一	社外取締役 独立役員	13回全て出席 (100%)
7	再任	くろだ ゆ き こ 黒田由貴子	社外取締役 独立役員	13回のうち12回出席 (92.3%)

1. ふたごいし けんすけ 二子石 謙輔 (1952年10月6日生)

再任



●所有する当社株式の数
235,100株

●略歴、地位

1977年 4 月 株式会社三和銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入行
2001年 4 月 株式会社UFJホールディングス（現株式会社三菱UFJ
Jフィナンシャル・グループ）リテール企画部長
2002年 1 月 株式会社UFJ銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）
五反田法人営業部長
2003年10月 当社入社
2003年11月 当社業務推進部長
2004年 6 月 当社取締役
2006年 6 月 当社取締役執行役員
2007年11月 当社取締役常務執行役員
2009年 6 月 当社取締役専務執行役員
2010年 6 月 当社代表取締役社長
2018年 6 月 当社代表取締役会長（現任）

取締役候補者とした理由

二子石謙輔氏は、当社代表取締役会長として、当社経営全般における豊富な経験と実績、見識を有しており、当社経営全般の管理・監督者として適任であると判断し、取締役候補者としております。

2. ふなたけ やすあき 舟竹 泰昭 (1956年11月29日生)

再任



●所有する当社株式の数
200,500株

●略歴、地位

1980年 4 月 株式会社日本長期信用銀行（現株式会社新生銀行）入行
2001年 7 月 株式会社新生銀行リテール業務推進部長
2001年12月 当社入社
2002年10月 当社事業開発部長
2006年 5 月 当社業務開発部長
2006年 6 月 当社執行役員業務開発部長
2008年 6 月 当社取締役執行役員業務推進部長
2010年 6 月 当社取締役常務執行役員企画部長
2013年 6 月 当社取締役専務執行役員企画部長
2014年 4 月 当社取締役専務執行役員
2016年 6 月 当社取締役副社長執行役員
2018年 6 月 当社代表取締役社長（現任）
2018年 6 月 株式会社セブン・ペイ取締役

●担当
監査部

取締役候補者とした理由

舟竹泰昭氏は、当社代表取締役社長として、当社の経営全般を統括し、経営戦略を推進してきた豊富な経験と実績、見識を有しておりますので、取締役候補者として適任であると判断いたしました。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類等

監査報告書

ご参考

3. 後藤 克弘 (1953年12月20日生)

再任



●略歴、地位

- 1989年 7 月 株式会社セブン・イレブン・ジャパン入社
- 2002年 5 月 株式会社イトーヨーカ堂取締役
- 2004年 5 月 同社常務取締役
- 2005年 9 月 株式会社セブン&アイ・ホールディングス取締役
- 2006年 5 月 株式会社ミレニアムリテイリング取締役
- 2009年 8 月 株式会社そごう・西武取締役
- 2016年 5 月 株式会社セブン&アイ・ホールディングス代表取締役副社長（現任）
- 2017年 6 月 当社取締役（現任）

●重要な兼職の状況

株式会社セブン&アイ・ホールディングス代表取締役副社長

●所有する当社株式の数

30,000株

取締役候補者とした理由

後藤克弘氏は、株式会社セブン&アイ・ホールディングスの代表取締役としての経験・見識を、現に当社経営に活かしていただいておりますので、取締役候補者として適任であると判断いたしました。

4. 木川 眞 (1949年12月31日生)

社外取締役

独立役員

再任



●所有する当社株式の数 0株

●略歴、地位

- 1973年 4月 株式会社富士銀行（現株式会社みずほ銀行）入行
- 2004年 4月 株式会社みずほコーポレート銀行（現株式会社みずほ銀行）常務取締役
- 2005年 4月 ヤマト運輸株式会社（現ヤマトホールディングス株式会社）入社
- 2005年 6月 同社常務取締役
- 2006年 6月 同社代表取締役専務執行役員
- 2007年 3月 ヤマト運輸株式会社代表取締役社長 社長執行役員
- 2011年 4月 ヤマトホールディングス株式会社代表取締役社長 社長執行役員
- 2015年 4月 同社代表取締役会長
- 2016年 6月 株式会社小松製作所取締役（現任）
- 2018年 4月 ヤマトホールディングス株式会社取締役会長
- 2018年 6月 当社取締役（現任）
- 2019年 4月 ヤマトホールディングス株式会社取締役
- 2019年 6月 沖電気工業株式会社取締役（現任）
- 2019年 6月 ヤマトホールディングス株式会社特別顧問（現任）
- 2020年 4月 株式会社肥後銀行監査役（現任）

●重要な兼職の状況

- ヤマトホールディングス株式会社特別顧問
- 株式会社小松製作所社外取締役
- 沖電気工業株式会社社外取締役
- 株式会社肥後銀行社外監査役

社外取締役候補者とした理由

木川眞氏は、ヤマトホールディングス株式会社等の会社経営に携わってきた経験・見識を、現に当社経営に活かしていただいておりますので、社外取締役候補者として適任であると判断いたしました。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類等

監査報告書

ご参考

5. い た み伊丹 とし ひ こ俊彦 (1953年9月2日生)

社外取締役

独立役員

再 任



●略歴、地位

1980年 4 月 東京地方検察庁検事任官
2010年 6 月 最高検察庁総務部長
2012年 7 月 東京地方検察庁検事正
2014年 7 月 最高検察庁次長検事
2015年12月 大阪高等検察庁検事長
2016年11月 弁護士登録・第一東京弁護士会所属（現任）
2016年11月 長島・大野・常松法律事務所顧問（現任）
2018年 6 月 当社取締役（現任）
2018年 6 月 戸田建設株式会社取締役（現任）

●重要な兼職の状況

弁護士（長島・大野・常松法律事務所顧問）
戸田建設株式会社社外取締役

●所有する当社株式の数

0株

社外取締役候補者とした理由等

伊丹俊彦氏は、検事として長年培ってきた企業法務等に関する見識を、現に当社経営に活かしていただいております。同氏は、社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により、社外取締役候補者として適任であると判断いたしました。

6. 福尾 幸一 (1955年4月17日生)

社外取締役

独立役員

再任



●略歴、地位

1978年 4 月 本田技研工業株式会社入社
2005年 6 月 同社執行役員
2010年 6 月 同社常務執行役員
2014年 4 月 同社専務執行役員
2014年11月 株式会社本田技術研究所副社長
2015年 4 月 同社代表取締役社長
2015年 6 月 本田技研工業株式会社取締役専務執行役員
2018年 6 月 当社取締役（現任）
2019年 6 月 日立金属株式会社取締役（現任）

●重要な兼職の状況

日立金属株式会社社外取締役

●所有する当社株式の数

0株

社外取締役候補者とした理由

福尾幸一氏は、本田技研工業株式会社等の会社経営に携わってきた経験・見識を、現に当社経営に活かしていただいておりますので、社外取締役候補者として適任であると判断いたしました。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類等

監査報告書

ご参考

7. 黒田 由貴子 (1963年9月24日生)

社外取締役

独立役員

再任



●略歴、地位

- 1986年 4 月 ソニー株式会社入社
- 1991年 1 月 株式会社ピープルフォーカス・コンサルティング代表取締役
- 2010年 6 月 アステラス製薬株式会社監査役
- 2011年 3 月 株式会社シーエーシー（現株式会社CAC Holdings）取締役（現任）
- 2012年 4 月 株式会社ピープルフォーカス・コンサルティング取締役・ファウンダー（現任）
- 2013年 6 月 丸紅株式会社取締役
- 2015年 6 月 三井化学株式会社取締役（現任）
- 2018年 6 月 当社取締役（現任）
- 2018年 6 月 テルモ株式会社取締役（現任）

●所有する当社株式の数

0株

●重要な兼職の状況

- 株式会社ピープルフォーカス・コンサルティング取締役・ファウンダー
- 株式会社CAC Holdings社外取締役
- 三井化学株式会社社外取締役
- テルモ株式会社社外取締役

社外取締役候補者とした理由

黒田由貴子氏は、会社経営の経験及びグローバル人材の育成に係る見識を、現に当社経営に活かしていただいておりますので、社外取締役候補者として適任であると判断いたしました。

- (注) 1. 候補者後藤克弘氏は、当社の特定関係事業者である株式会社セブン&アイ・ホールディングスの代表取締役副社長を兼務しております。
その他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
なお、候補者後藤克弘氏の選任が原案どおり承認可決された場合、同氏は非業務執行取締役となります。
2. 候補者木川眞氏、伊丹俊彦氏、福尾幸一氏及び黒田由貴子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者が過去5年間に他の会社の取締役、執行役又は監査役に就任していた場合において、その在任中に当該他の会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実は、次のとおりであります。
○木川眞氏は、2005年6月から2019年6月までヤマトホールディングス株式会社の取締役でしたが、その在任中、同グループにおいて、昨今のEコマースの急拡大等により、体制の構築が追い付かない事態が発生し、それに伴い2017年2月より従業員の労働時間の実態を調査したところ、多くの従業員が休憩時間を十分に取得できていない等の問題を会社として認識できていなかったことが判明しました。これを重く見た同社は、「労務管理の改善と徹底」「ワークライフバランスの推進」等「働き方改革」を最優先の課題とし、デリバリー事業をはじめ、様々な構造改革に取り組んでおります。
また、同社連結子会社であるヤマトホームコンビニエンス株式会社において、法人のお客さまの社員向け引越サービスで約款に反した不適切な請求があり、2019年1月、国土交通省より行政処分及び事業改善命令を受けました。同社は、ヤマトホームコンビニエンス株式会社において同様の事態を発生させないための体制構築等に取り組むとともに、グループ経営の健全性を高めるためのガバナンス強化に取り組んでいます。
- 福尾幸一氏は、2019年6月に日立金属株式会社の社外取締役に就任し、現在に至っておりますが、在任期間中である2020年4月に、同社及び同子会社の一部製品について、顧客に提出する検査成績書に不適切な数値の記載が行われていた等の事実が判明しました。福尾幸一氏は、当該事実が判明するまで当該事実を認識しておりませんでしたが、以前から取締役会及び監査委員会においてコンプライアンスの観点から発言を行っており、当該事実の判明後は、事実関係の調査、原因究明及び再発防止に関する提言を行っております。同社は、かかる提言を踏まえつつ、客観的な視点から事実関係・発生原因を調査するため、外部の専門家から構成される特別調査委員会を設置し、併せて、社内対策本部が中心となり、信頼回復に向け早急に適切な品質保証体制の構築に取り組むと共に、同委員会の調査結果を踏まえて、コンプライアンス及び品質保証体制の一層の強化等の再発防止策を実施することとしております。
4. 候補者木川眞氏、伊丹俊彦氏、福尾幸一氏及び黒田由貴子氏は、現在当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって、それぞれ2年となります。
5. 当社は、現在、候補者後藤克弘氏、木川眞氏、伊丹俊彦氏、福尾幸一氏及び黒田由貴子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております（ただし、当該契約に基づく責任の限度は、法令の定める額といたします）。各氏の選任が原案どおり承認可決された場合、当該責任限定契約は引続き効力を有するものとしております。
6. 候補者木川眞氏、伊丹俊彦氏、福尾幸一氏及び黒田由貴子氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に対し届け出ており、各氏の選任が原案どおり承認可決された場合、引続き、独立役員として届け出る予定であります。
候補者木川眞氏は、ヤマトホールディングス株式会社の特別顧問及び株式会社肥後銀行の社外監査役を兼務しております。当社及び当社子会社は、ヤマトホールディングス株式会社の子会社及び株式会社肥後銀行とそれぞれ以下の取引があります。その金額の当社連結の直近事業年度における経常費用の合計又は経常収益の合計に占める割合はいずれも僅少であり、主要な取引先に該当しません。
- ・当社及び当社子会社は、ヤマトホールディングス株式会社の子会社に対し運送費等の支払いがあります。
 - ・当社子会社は、ヤマトホールディングス株式会社の子会社よりシステム利用費等の支払いを受けております。
 - ・当社は、株式会社肥後銀行とATM提携取引があり、手数料等の支払いを受けております。
7. 候補者黒田由貴子氏の戸籍上の氏名は、松本由貴子であります。

第3号議案 || 監査役1名選任の件

本株主総会終結の時をもって、監査役平井勇氏は辞任されます。
つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。
なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

い し ぐ ろ か ず ひ こ
石黒 和彦 (1957年12月2日生)

新 任



●略歴、地位

1980年 4 月 株式会社三和銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入行
2001年 4 月 株式会社ユーフィット（現TIS株式会社）出向 取締役
2004年 4 月 UFJIS株式会社（現三菱UFJインフォメーション
 テクノロジー株式会社）出向 取締役
2006年 3 月 同社出向 常務取締役
2009年 5 月 当社入社
2009年 5 月 当社執行役員システム部長
2010年 6 月 当社取締役執行役員システム部長
2013年 6 月 当社取締役常務執行役員システム部長
2014年 4 月 当社取締役常務執行役員
2016年 6 月 当社取締役専務執行役員（現任）
2019年 5 月 サインポスト株式会社監査役（現任）

●所有する当社株式の数

28,900株

●重要な兼職の状況

サインポスト株式会社社外監査役

監査役候補者とした理由

石黒和彦氏は、当社取締役専務執行役員として当社のシステム部門を担当し、システム及び銀行業務全般に係る見識を有していることに加え、当社取締役としての経験を当社経営の監査に活かすことが期待できますので、監査役候補者として適任であると判断いたしました。

- (注) 1. 候補者石黒和彦氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 候補者石黒和彦氏は、当社取締役専務執行役員であります。同氏は、本株主総会終結の時をもって任期満了により当社取締役を退任する予定であります。
3. 候補者石黒和彦氏が監査役に就任した場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です（ただし、当該契約に基づく責任の限度は、法令の定める額といたします）。

第4号議案 || 補欠監査役1名選任の件

本総会開催の時をもって、2019年6月17日開催の第18回定時株主総会において選任いただいた補欠監査役江田千重子氏の選任の効力が失効しますので、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、あらためて、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、監査役就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議により、本件選任を取消することができるものとさせていただきます。

本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

えだ ちえこ
江田 千重子 (1950年11月21日生)



●略歴、地位

- 1985年 9月 Milbank, Tweed, Hadley & McCloy LLP (現 Milbank LLP) 入所
- 1986年 1月 米国ニューヨーク州弁護士登録
- 1990年 5月 米国カリフォルニア州弁護士登録
- 1995年10月 Morrison & Foerster LLP入所
- 1998年 9月 シャーマン アンド スターリング外国法事務弁護士事務所入所
- 2003年 7月 Johnson & Johnson, Law Department (本社法務本部) 日本代表
- 2009年 3月 ジョンソン・エンド・ジョンソン株式会社代表取締役
- 2009年 3月 ヤンセンファーマ株式会社取締役
- 2018年 1月 株式会社GSTV取締役 (現任)

●所有する当社株式の数

0株

補欠の社外監査役候補者とした理由

江田千重子氏は、国際的な企業法務等に関する見識及び会社経営者としての経験を、当社経営の監査に活かしていただくことが期待できますので、補欠の社外監査役候補者として適任であると判断いたしました。

- (注) 1. 候補者江田千重子氏は、補欠の社外監査役として選任するものであります。
2. 候補者江田千重子氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 候補者江田千重子氏が社外監査役に就任した場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です（ただし、当該契約に基づく責任の限度は、法令の定める額といたします）。
4. 候補者江田千重子氏が社外監査役に就任した場合、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に対し届け出る予定であります。

(ご参考) 社外役員の独立性について

1. 社外役員の独立性に関する基準

- (1)親会社又は兄弟会社の業務執行者（過去その立場にあった者を含む。以下同じ）ではないこと。
- (2)当社を主要取引先とする者ないしその業務執行者又は当社主要取引先若しくはその業務執行者ではないこと。
- (3)当社から役員報酬以外に多額の金銭等を得ているコンサルタント・会計専門家・法律専門家又は団体に所属していた者ではないこと。
- (4)当社の主要株主又はその業務執行者でないこと。
- (5)上記の近親者、当社業務執行者の二親等内の血族・姻族ではないこと。

2. その他独立役員に関する事項

当社では独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定しております。

第5号議案

取締役に対する業績連動型株式報酬制度の継続及び株式報酬型ストック・オプションの業績連動型株式報酬制度への移行に伴う報酬等の額及び内容一部改定の件

1. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社は、2017年6月19日開催の第16回定時株主総会において、当社の取締役（非業務執行取締役及び海外居住者を除く。以下、本議案において同じ）の報酬として、業績目標の達成度等に応じて当社株式の交付を行う業績連動型の株式報酬制度（以下、「本制度」という）の導入について、株主の皆様のご承認をいただき、現在に至っております。

当社は、本制度を導入する前に株式報酬型ストック・オプションを付与しておりましたが、今般、取締役に付与済みである株式報酬型ストック・オプションを本制度に移行し、一体的に株式報酬制度を管理・運営することを目的に、本制度を一部改定することとし、本制度に係る報酬枠を改めて設定いたしたく存じます。（注1）

現在の取締役に付与済みである株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権のうち、未行使のものにつきましては、本制度が変更されること等を条件として、当該取締役において権利放棄することとし、株式報酬型ストック・オプションからの移行措置として、権利放棄した新株予約権の目的となる株式数に相当するポイントを付与いたします。ただし、現在の取締役のうち、本総会の終結後に当社の取締役の地位を喪失した者は、地位喪失日の翌日から10日以内に限り、既に付与された新株予約権を行使できるものとし、本制度において当該ポイントの付与は行わないものとします。

本制度の継続及び内容一部改定は、指名・報酬委員会の審議結果を踏まえた上で本議案を付議しております。本制度の継続は、取締役に対する報酬制度の一部に関して、当社の業績や株式価値と連動したものとすることで、中長年に継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気をより一層高めることを目的としたものであり、本制度の内容一部改定により、株式報酬制度を一体的に管理・運営することが可能となることから、本制度の継続及び内容一部改定は、相当であると考えております。

本議案は、2012年6月19日開催の第11回定時株主総会においてご承認いただきました取締役（非業務執行取締役及び海外居住者を含む）の報酬限度額（年額350,000,000円以内、うち社外取締役分は年額60,000,000円以内）とは別枠で、取締役に対して株式報酬を支給することを提案いたします。

なお、本制度の対象となる取締役員数は、第2号議案「取締役7名選任の件」が原案通り承認可決されますと2名となります。

- （注）1. 株式報酬型ストック・オプションから本制度への移行に伴い、本事業年度に限り、本信託（2.(2)において定める）に拠出する金額の上限及び取締役に交付する株式数（2.(3)後述の換価処分の対象となる株式数を含む）の上限の改定をご承認いただくものであり、インセンティブ・プランに実質的な変更はありません。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する取締役の報酬額を原資として、当社株式が信託を通じて取得され、取締役に当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下、「当社株式等」という）の交付及び給付（以下、「交付等」という）を行う株式報酬制度です（詳細は（2）以降のとおり）。

①本議案の対象となる当社株式等の交付等の対象者	・ 当社の取締役（非業務執行取締役及び海外居住者を除く）
②本議案の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響	
当社が拠出する金員の上限 （下記（2）のとおり）	・ 3事業年度を対象として、合計4億円 ・ ただし、本事業年度においては、株式報酬型ストック・オプションからの移行措置として別途4億円を上限とする金員を追加で拠出
取締役に對して交付等が行われる当社株式等の数の上限及び当社株式の取得方法 （下記（2）及び（3）のとおり）	・ 信託期間中に取締役に付与されるポイント数（株式数）の上限は1年当たり40万ポイント（株）であり、発行済株式の総数（2020年3月31日時点。自己株式控除後）に対する割合は約0.03％ ・ ただし、本事業年度においては、株式報酬型ストック・オプションからの移行措置として別途90万ポイント（株）を上限としてポイント（株）を追加で付与 ・ 当社株式は、株式市場から取得予定のため、希薄化は生じない
③業績達成条件の内容 （下記（3）のとおり）	・ 毎事業年度の会社業績指標（連結経常収益及び連結経常利益等）の目標達成度等に応じて変動 ・ 株式数は0～200％の範囲で決定
④取締役に對する当社株式等の交付等の時期 （下記（4）のとおり）	・ 取締役を退任したとき

(2) 当社が拠出する金員の上限

本制度は、連続する3事業年度を対象とします。

当社は、信託期間に対して合計4億円を上限とする金員を、取締役に報酬として拠出し、受益者要件を充足する取締役を受益者とする信託期間3年間の信託（以下、「本信託」という）を継続します（本制度改定後の信託期間は、2020年9月から2023年8月末日までの約3年間とし、下記の信託期間の延長が行われた場合は、以降の各3年間とする）。

ただし、本事業年度に限り、株式報酬型ストック・オプションからの移行措置として、交付を行う株式の取得原資として別途4億円を上限とする信託金を追加で拠出します。

本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当社株式を株式市場から取得します。当社は、信託期間中、取締役に對しポイントを付与（下記（3）のとおり）し、本信託を通じて当社株式等の交付等を行います。

なお、本信託の信託期間の満了時において、信託契約の変更及び本信託への追加拠出を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、本信託の信託期間を約3年間延長し、当社は延長された信託期間に対して、合計4億円の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役に対するポイントの付与を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役が付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く）及び金銭（以下、「残存株式等」という）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、4億円の範囲内とします。

また、信託期間の終了時に、受益者要件を満たす可能性のある取締役が在任している場合には、それ以降、取締役に対するポイントの付与は行われませんが、当該取締役に対する当社株式等の交付等が完了するまで、一定の期間を定めた上で、本信託の信託期間を延長させることがあります。

（3）取締役に対して交付等が行われる当社株式等の数の算定方法及び上限

取締役に対して交付等が行われる当社株式等の数は、以下の算定式に従って算出される株式交付ポイントに基づき、定まります。

なお、1ポイント当たり1株とし、本信託内の当社株式が株式の分割、株式無償割当て、株式の併合等によって増加又は減少した場合、当社は、その増加又は減少の割合に応じて、1ポイント当たりの当社株式数を調整します。

本信託の信託期間中に取締役が付与する固定ポイント及び業績連動ポイント（以下、株式交付ポイント算定式において定める）の総数は、1年当たり40万ポイントを上限とします。この付与するポイントの総数の上限は、上記（2）の信託金の上限額を踏まえて、直近の株価等を参考に設定しています。

ただし、本事業年度においては、これに加えて、株式報酬型ストック・オプションからの移行措置として、別途90万ポイントを上限とした移行ポイント（以下、株式交付ポイント算定式において定める）を追加で付与します。

（固定ポイント）

信託期間中の毎年一定の時期に、以下の算定式に基づき計算される固定ポイントを取締役に対して付与します。

役位別月次報酬額（注2）×固定ポイント構成割合（注2）÷信託期間の開始日（延長日）の属する事業年度の4月の東京証券取引所における当社株式の終値の平均値（注3）

（業績連動ポイント）

信託期間中の毎年一定の時期に、以下算定式に基づき計算される業績連動ポイントを取締役に対して付与します。

役位別月次報酬額（注2）×業績連動ポイント構成割合（注2）×業績連動係数（注4）÷信託期間の開始日（延長日）の属する事業年度の4月の東京証券取引所における当社株式の終値の平均値（注3）

(株式交付ポイント算定式)

退任等の受益者要件充足日時点における固定ポイントの累計及び業績連動ポイントの累計、並びに移行ポイント（注5）の合計値

- (注) 2. 「役位別月次報酬額」、「固定ポイント構成割合」及び「業績連動ポイント構成割合」は、役位、役員報酬、全体に占める金銭報酬と株式報酬の割合及び業績連動割合等を考慮して決定します。
3. 固定ポイント及び業績連動ポイントに小数点以下の端数が生じた場合は、小数点以下の端数は切り捨てるものとします。
4. 業績連動係数は、毎事業年度の会社業績目標の達成度等に応じて0～200%の範囲で変動します。業績目標の達成度等を評価する指標は、連結経常収益及び連結経常利益等とします。
5. 本事業年度に限り、取締役役に付与済みである株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権のうち未行使のものを権利放棄した取締役役に対して、権利放棄した新株予約権の目的となる株式数に相当する移行ポイントを追加で付与します。

(4) 取締役に対する当社株式等の交付等の方法及び時期

取締役が退任した場合、当該取締役は、退任後に定められる株式交付ポイントに相当する数の当社株式の交付を本信託から受けるものとします（ただし、一定割合について本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けます）。

信託期間中に取締役が死亡した場合は、その時点での株式交付ポイントに相当する数の当社株式について、その全てを本信託内で換価した上で、その換価処分相当額の金銭について、当該取締役の相続人が本信託から給付を受けるものとします。信託期間中に取締役が海外赴任により海外居住者となることが決定した場合、その時点での株式交付ポイントに相当する数の当社株式について、その全てを本信託内で換価した上で、その換価処分相当額の金銭の給付を当該取締役が受けるものとします。

(5) 本信託内の当社株式に関する議決権行使

本信託内にある当社株式（すなわち上記(4)により取締役に対する交付等が行われる前の当社株式）については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

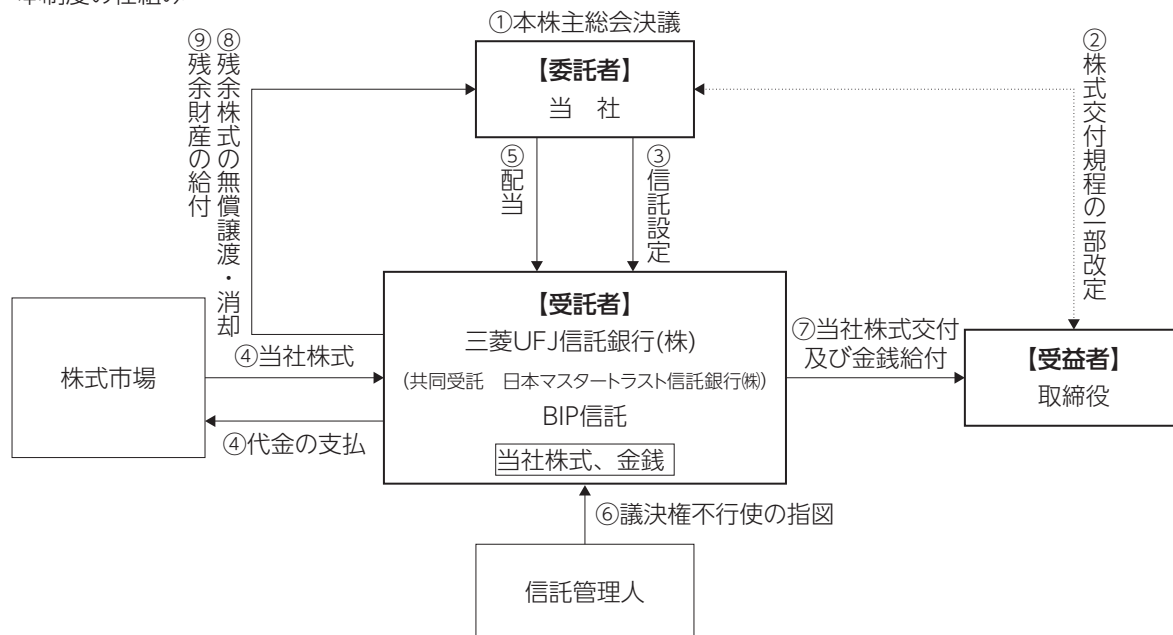
(6) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の延長、信託契約の変更及び本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

なお、本制度の詳細については、「当社取締役に対する業績連動型株式報酬制度の継続および株式報酬型ストック・オプションの業績連動型株式報酬制度への移行に関するお知らせ」（後記ご参考：2020年5月8日付プレスリリースの抜粋）をご参照下さい。

(ご参考：2020年5月8日付プレスリリースの抜粋)

本制度の仕組み



- ① 当社は、本制度に関して本株主総会において株式報酬型ストック・オプションから本制度への移行に伴う役員報酬決議を得ます。
- ② 当社は、取締役会において役員報酬に係る株式交付規程を一部改定します。
- ③ 当社は、①の本株主総会の決議で承認を受けた範囲内で、金銭を信託し、退任等の受益者要件を充足する取締役を受益者とする信託（以下「本信託」という。）の信託期間を延長します。
- ④ 受託者は、信託管理人の指図に従い、③で拠出された金銭を原資として当社株式を株式市場から取得します。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が支払われます。
- ⑥ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 退任等の受益者要件を満たした取締役は、信託期間中に、株式交付規程に従い、本信託から当社株式等の交付等を受けます。
- ⑧ 信託期間中の業績目標の未達成等により、信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更及び本信託への追加拠出を行うことにより、本制度又はこれと同種のインセンティブ・プランとして本信託を継続利用するか、又は、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを無償で取得した上で、取締役会決議によりその消却を行う予定です。
- ⑨ 本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。また、信託費用準備金を超過する部分については、当社及び取締役と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

(注) 信託期間中、本信託内の株式数が信託期間中に各取締役について定められる株式交付ポイント数に対応した株式数に不足する可能性が生じた場合や信託財産中の金銭が信託報酬・信託費用の支払いに不足する可能性が生じた場合には、信託金の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を信託することがあります。

以 上

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類等

監査報告書

ご参考

第19期事業報告 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

1. 企業集団の事業の経過及び成果等

主要な事業内容

当社グループは、当社、連結子会社8社（FCTI, Inc.、PT. ABADI TAMBAH MULIA INTERNASIONAL、株式会社バンク・ビジネスファクトリー、株式会社セブン・ペイメントサービス、Pito AxM Platform, Inc.、株式会社セブン・グローバルレミット、株式会社ACS iON、株式会社Credd Finance）及び関連会社4社（株式会社セブン・ペイ、TORANOTEC株式会社、TORANOTEC投信投資顧問株式会社、株式会社メタップスペイメント）の計13社で構成され、国内外における各事業を推進しております。

国内事業においては、基幹事業であるATMプラットフォーム事業に加え、決済口座事業を行っております。また、海外事業においては米国、インドネシアでATMサービス展開を行っております。

ATMプラットフォーム事業では、セブン&アイHLDGS. のグループ各社のセブン・イレブン、イトーヨーカドー等の店舗をはじめ、空港や駅、金融機関店舗等にATMを設置し、銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、JAバンク、JFマリンバンク、商工組合中央金庫、証券会社、生命保険会社、クレジットカード会社、消費者金融会社、資金移動業者等多くの金融機関・事業会社と提携することで、原則24時間365日稼働する利便性の高いATMネットワークを介して多くのお客さまにATMサービスを提供する事業を展開しております。また、決済口座事業では普通預金や定期預金、ローンサービス、海外送金サービス、デビットサービス等の身近で便利な口座サービスに加え、当社グループの知見を活かした金融サービスを提供しております。

海外における当社連結子会社を通じ、米国、インドネシアにおいて現地の決済ニーズに即したATMサービスを提供する事業を展開するとともに、フィリピンにおいても事業開始の準備をしております。

以上のように、多様化する社会の変化を大きなビジネス機会と捉え、持続的成長を実現すべく、事業・サービスの多角化に向けた取組みを推進しております。

経済金融環境

わが国の経済は緩和した金融環境のもと、緩やかな景気回復基調で推移したものの、2019年10月に実施された消費税率引き上げによる消費者心理への影響が尾を引く中、2020年1月に新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の日本国内における初めての感染が報告されて以来、感染拡大や長期化、それに伴う政府・自治体の規制強化等による社会情勢や実体経済への影響はきわめて不透明な状況が続いております。

事業の経過及び成果

① 国内事業セグメント

・ A T Mプラットフォーム事業

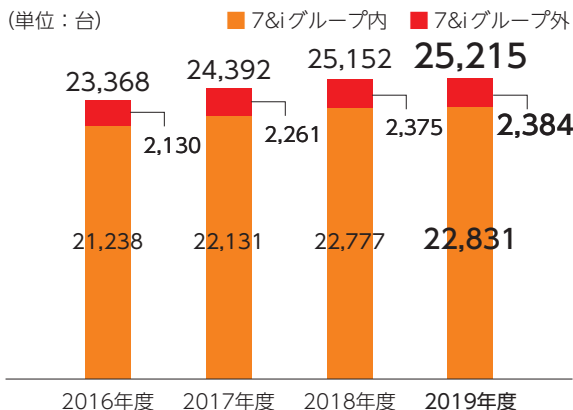
当連結会計年度も、決済手段の多様化に伴うお客さまのニーズの変化に柔軟に対応すべく、新たなA T Mの価値創造を積極的に推進し、A T Mをご利用いただくお客さまの利便性向上に努めました。お客さまのニーズにお応えし、更なるA T M利用者拡大のため、2019年7月に現金でのチャージ取引を開始した「PayPay」等、新たなカテゴリーとして金融機関以外の資金移動業者等との新規提携を積極的に進めました。

2019年10月の消費税率引上げに伴い開始された「キャッシュレス・消費者還元事業」等を契機に日本国内でのキャッシュレス決済が拡大し、当社A T Mを利用した各種キャッシュレス決済への現金でのチャージ取引件数が大幅に増加しました。このような取組みの結果、2019年9月には6年ぶりにA T M 1日1台当たり平均利用件数の前年同月比が100%を超過いたしました。2020年3月より新型コロナウイルス感染症拡大の影響から一部のA T Mに利用件数減少の予兆がみられたものの、2020年3月のA T M 1日1台当たりの平均利用件数の前年同月比は101.2%と底堅く推移いたしました。

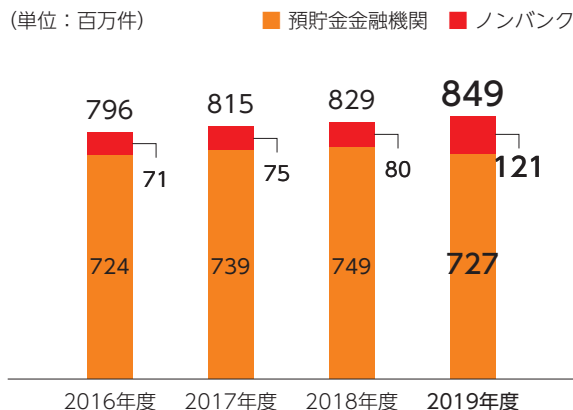
2020年3月末現在の提携金融機関等は、銀行123行、信用金庫253庫、信用組合124組合、労働金庫13庫、J Aバンク1業態、J F マリンバンク1業態、商工組合中央金庫1庫、証券会社10社、生命保険会社7社、その他金融機関・事業会社等79社の計612社（注）となりました。A T M設置台数は25,215台（2019年3月末比0.2%増）、A T M 1日1台当たり平均利用件数は92.1件（前連結会計年度比0.2%減）、A T M総利用件数は849百万件（同2.3%増）と当社の基幹事業であるA T Mプラットフォーム事業は堅調に推移いたしました。なお、ライフスタイルの変化、スマートフォンの普及等、時代の変化に対応した第4世代A T Mの設置を2019年9月より開始いたしました。順調に入替設置を推進しており、2020年3月末時点では第4世代A T M設置台数は1,150台となりました。

（注） J Aバンク及びJ F マリンバンクについては、業態としてそれぞれ1つとしております。

ATM設置台数の推移（国内）



ATM総利用件数の推移（国内）



- ・決済口座事業

当連結会計年度末現在、個人のお客さまの預金口座数は2,179千口座（2019年3月末比8.8%増）、個人向け預金残高は4,586億円（同5.5%増）、個人向けローンサービスの残高は232億円（同2.6%増）となりました。

デビット付きキャッシュカードは「キャッシュレス・消費者還元事業」の登録決済事業者として参画したことも寄与し口座数は順調に増加し、602千口座（同24.2%増）となりました。

海外送金サービスは契約口座数・送金件数ともに順調に増加し、当連結会計年度における送金件数は1,214千件（前連結会計年度比6.1%増）となりました。また、海外送金サービスを通じて得た知見を活かし、居住外国人の方への、生活における金融サービスインフラを提供することを目的とした当社連結子会社として資金移動業務を営む株式会社セブン・グローバルレミット（当社出資比率100%）、貸金業等を営む株式会社C r e d d F i n a n c e（当社出資比率60%）を設立し、営業開始にむけた準備を推進いたしました。

近年、金融犯罪の手口は高度化・巧妙化し新たな社会課題として認識されております。このような課題に対応し、安心・安全な金融サービスの提供に貢献するため、当社連結子会社の株式会社バンク・ビジネスファクトリーでは、当社からの事務受託に加え、当社の金融犯罪対策のノウハウを活かしマネー・ローンダリング対策等の事務受託事業を推進しております。

また、当社の持つ金融犯罪対策のノウハウや日本全国25,000台以上のA T M網、株式会社電通国際情報サービス（以下、「ISID」という。）の技術力を活かし、ISIDと合併で当社連結子会社として株式会社A C S i O N（当社出資比率60%）を設立し、不正取引の監視・検知サービス等を提供する事業の開始準備を進めております。

② 海外事業セグメント

- ・米国

当社連結子会社のFCTI, Inc.では米国セブン・イレブン店舗内に設置したA T Mの安定稼働を実現しております。米国セブン・イレブン店舗以外に設置している低採算A T Mを計画的に整理したことにより、米国セブン・イレブン店舗内設置A T Mの8,465台を加えた、2019年12月末時点の合計A T M設置台数は10,886台（2018年12月末比14.9%減）となりました。また、FCTI, Inc.の連結対象期間（2019年1～12月）の業績は、経常収益254.0百万米ドル、経常利益6.3百万米ドル、当期純利益6.6百万米ドルとなりました。

- ・アジア

インドネシアにおける当社連結子会社PT. ABADI TAMBAH MULIA INTERNASIONALは、自社A T M運営を事業の柱として事業拡大を推進し、2019年12月末時点のA T M台数は200台（2018年12月末比108.3%増）と着実に設置台数を増加させております。

また、フィリピンでの当社連結子会社Pito AxM Platform, Inc.は、フィリピン最大手のコンビニエンスストア運営会社であるPhilippine Seven Corporationとの間で、フィリピン国内のセブン・イレブン店舗でのA T M設置・運営・保守事業等の展開を目的とした業務提携契約を2020年2月に締結いたしました。

③ 経営成績

当連結会計年度の当社連結業績は、国内外事業が堅実に推移し創業以来最高となる経常収益148,553百万円（前連結会計年度比0.8%増）となりましたが、持分法適用関連会社である株式会社セブン・ペイが提供していたバーコード決済サービス「7pay（セブンペイ）」の一部アカウントに対する不正アクセスが発生し、既存のスキームに基づいたサービス提供の継続が困難となり、2019年9月30日をもって当該サービスが廃止となりました。また持分法適用関連会社であるTORANOTEC株式会社及びTORANOTEC投信投資顧問株式会社に係る収支が当初策定した計画を下回って推移いたしました。これらにより持分法による投資損失4,770百万円を計上したことにより、経常利益39,836百万円（同2.1%減）、親会社株主に帰属する当期純利益26,162百万円（同97.6%増）となりました。

なお、セブン銀行単体業績は、基幹事業のATMプラットフォーム事業が堅調に推移したことにより、いずれも創業以来最高となる経常収益120,275百万円（前年度比0.5%増）、経常利益45,013百万円（同4.5%増）となりました。また、当社が保有する上記持分法適用関連会社の株式について実質価額の低下を認識し、関係会社株式評価損5,009百万円を特別損失として計上したことにより、当期純利益27,675百万円（同89.9%増）となりました。

④ 資産、負債及び純資産の状況

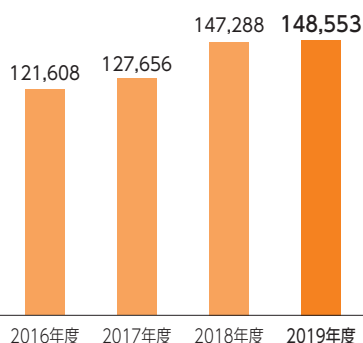
総資産は1,085,885百万円となりました。そのうちATM運営のために必要な現金預け金が848,446百万円と過半を占めております。その他、主に為替決済、日本銀行当座貸越取引等の担保として必要な有価証券が70,911百万円、提携金融機関との一時的な立替金であるATM仮払金が81,965百万円となっております。

負債は863,051百万円となりました。このうち主なものは預金であり、その残高は（譲渡性預金を除く）683,760百万円となっております。このうち、個人向け普通預金残高が324,531百万円、個人向け定期預金残高が134,093百万円となっております。

純資産は222,833百万円となりました。このうち利益剰余金は155,760百万円となっております。

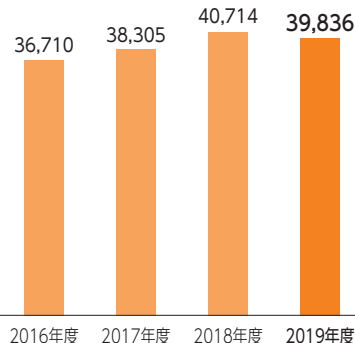
経常収益

（単位：百万円）



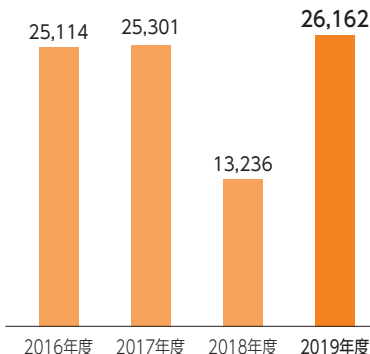
経常利益

（単位：百万円）



親会社株主に帰属する当期純利益

（単位：百万円）



企業集団が対処すべき課題

当社グループを取巻く事業環境は大きく変化しており、その変化のスピードも加速してきております。これまで以上に社会構造の変化、お客さまのニーズの多様化を敏感に捉え、技術革新の成果をスピーディーに取入れた柔軟な経営が必要な時代を迎えています。

国内においては、2019年10月の消費税率引き上げに伴い開始された「キャッシュレス・消費者還元事業」等を契機に決済のデジタル化・キャッシュレス化が本格化してまいりました。変化する暮らしの中で、身近な金融接点としてお客さまがＡＴＭに求める価値も大きく変化してきております。また、ライフスタイルや価値観の多様化、外国人労働者に関する新制度が実施される等、新たな消費・労働マーケットが生じ、「より近くて便利」な金融サービスのニーズはますます拡大しつつあります。一方、高度化・巧妙化が進む金融犯罪やセキュリティへの不安、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少、地方都市における金融機関の窓口やＡＴＭの削減といった金融接点の減少等の社会課題は多様化し、その深刻さを増してきております。

このような昨今の環境変化に加え、2019年12月に中国の湖北省武漢市で発生した新型コロナウイルス感染症(COVID-19)は、世界的な拡大をみせ、国内外の社会情勢に甚大な影響を与えております。更なる感染拡大や長期化、それに伴う各国政府の規制強化等による実体経済への影響や人々の行動様式、生活様式に与える影響は想像以上に大きく、当社グループを取巻く事業環境は不透明な状況となっております。

このような環境の中、当社グループでは

- ①社会インフラである安心・安全な決済インフラの提供をはじめとする既存事業の安定運用
- ②中長期的な成長を実現する「事業・サービスの多角化」とそれを具現化・加速する「構造改革」の着実な推進を今後の基本方針とし、足元の課題に着実に対応しながら、大きな環境変化から生み出される事業機会を的確に捉え、機動的に対応できる体制整備を推進してまいります。

<国内事業セグメント>

・ＡＴＭプラットフォーム事業

より多くのお客さまに当社ＡＴＭサービスをご利用いただくため、従来の金融機関を中心とした提携先へのサービス提供に加え、交通系電子マネー、ＱＲコード決済等へのチャージ等のサービスを提供し、変化するお客さまのニーズにお応えしてまいりました。今後も提携先事業者とご利用されるお客さまを増やすための施策を展開してまいります。

また、2019年9月に設置を開始した次世代ＡＴＭでは本体の環境負荷低減に加え、ＡＴＭ内装填現金の管理運用精度の向上により補充・回収頻度を抑えることで、物流面でのＣＯ２排出量削減に寄与する事も期待されております。新たに実装した機能（高精度カメラ、スキャニング機能等）を活用したサービス等、社会構造、お客さまのニーズ・価値観の変化に柔軟に対応した現金入出金に捉われないサービスの開発・提供を通じ、ＡＴＭの新たな価値提供に向け邁進してまいります。

・決済口座事業

デジタル化、キャッシュレス化、自動化等が進む中、オンラインで簡単便利かつスピーディーに口座が開設できる仕組みを整えてきました。今後は外部との連携も視野に、ユニークな商品サービスを提供するプラットフォームとして拡大させてまいります。

・事業の多角化

当社グループのＡＴＭ運営・口座運営で追求してきた安心・安全の知見に加え、外部企業との連携から得られる知見を高度に融合させ、お客さまの毎日の暮らしの中に新たな価値を提供してまいります。増加する外国人の方の日本での暮らしに不自由はないのか、また、新しい決済やサービスを誰もが安心・安全にご利用いただける上での脅威はないのか等、社会変化に伴い顕在化しつつある課題解決への貢献をビジネス機会と捉え、2019年6月には外国人の方向けの金融サービスを行う当社連結子会社の株式会社セブン・グローバルレミット（当社出資比率100%）を設立。2019年7月には当社のもつ金融犯罪対策のノウハウを活かしセキュリティ分野の事業を推進する当社連結子会社の株式会社ＡＣＳＩＯＮ（当社出資比率60%）をISIDと共同で設立する等、柔軟かつ機動的に対応できる組織・体制作りを進めてまいります。

<海外事業セグメント>

・米国

米国における当社連結子会社のFCTI, Inc.では、新型コロナウイルス感染症による規制強化等の影響下において、一部ＡＴＭの利用件数減少がみられるものの安定稼働を実現しております。中長期視点での更なる収益性の向上を目指し、米国セブン・イレブンとのシナジー効果を追求した新サービスの準備を進めてまいります。

・アジア

インドネシアにおける当社連結子会社のPT. ABADI TAMBAH MULIA INTERNASIONALは、現地のパートナー企業とのシナジーを発揮しＡＴＭ事業を堅実に推進してまいります。加えて、高い経済成長率からＡＴＭマーケットの拡大が期待できるフィリピンにおいては、当社連結子会社のPito AxM Platform, Inc.がATM事業開業に向けた準備を推進してまいります。

当社グループでは、創業から、お客さまの声・ニーズに寄り添いながら、安心・安全な金融サービスの提供を通じて、暮らしの利便性を高めてまいりました。引続き、サービスの絶対価値を追求し顧客満足度向上と社会価値の最大化を目指してまいります。今般の新型コロナウイルス感染症により、人々の生活や価値観、社会構造は大きく変化することが予想されます。これまで以上に社会の変化、お客さまのニーズの多様化を敏感に捉え、技術革新の成果をスピーディーに取入れた柔軟な対応が必要な時代を迎えます。このため、当社グループのすべての事業領域において、「基本の徹底と変化への対応」、即ち、守るべき強みはしっかりと維持強化する一方、環境変化に対しては従来の発想に捉われることなく、大胆かつ柔軟に、そして機動的かつ積極的に対応することで進化を続けてまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2. 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

イ 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
経 常 収 益	1,216	1,276	1,472	1,485
経 常 利 益	367	383	407	398
親会社株主に帰属する当期純利益	251	253	132	261
包 括 利 益	246	246	130	259
純 資 産 額	1,990	2,120	2,128	2,228
総 資 産	9,577	10,224	11,419	10,858

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ 当社の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
預 金	5,715	6,227	6,797	6,866
定期性預金	2,354	2,288	2,315	2,319
その他の	3,361	3,939	4,482	4,546
社 債	1,100	950	1,350	1,050
貸 出 金	198	237	234	235
個人向け	198	227	226	232
中小企業向け	—	—	—	—
その他の	—	10	7	2
商 品 有 価 証 券	—	—	—	—
有 価 証 券	1,025	900	927	808
国 債	—	—	—	—
その他の	1,025	900	927	808
総 資 産	9,556	10,232	11,455	10,912
内 国 為 替 取 扱 高	344,226	356,076	367,177	372,731
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 430	百万ドル 479	百万ドル 524	百万ドル 598
経 常 利 益	百万円 38,911	百万円 42,262	百万円 43,059	百万円 45,013
当 期 純 利 益	百万円 26,871	百万円 29,106	百万円 14,572	百万円 27,675
1株当たり当期純利益	円 銭 22 55	円 銭 24 43	円 銭 12 23	円 銭 23 42

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

3. 企業集団の使用人の状況

	当 年 度 末		前 年 度 末	
	国 内 事 業	海 外 事 業	国 内 事 業	海 外 事 業
使 用 人 数	606人	107人	539人	118人

(注) 使用人数は、役員、執行役員、連結会社外への出向者、パート社員、派遣スタッフを除き、連結会社外からの出向者を含めた使用人数であります。

4. 企業集団の主要な営業所等の状況

イ 銀行業

(イ) 主要な営業所及び営業所数

	主 要 な 営 業 所	当 年 度 末	前 年 度 末
東 京 都	本 店、 上 野 出 張 所 他	店 19 うち出張所 (1)	店 19 うち出張所 (1)
埼 玉 県	川 口 店 出 張 所	1 (1)	1 (1)
神 奈 川 県	川 崎 ア ゼ リ ア 出 張 所	1 (1)	1 (1)
愛 知 県	名 古 屋 ・ 栄 出 張 所	1 (1)	1 (1)
合 計		22 (4)	22 (4)

(注) 1. 東京都の営業所数の中に、本店と所在地を同一とする17の仮想支店（個人向け12支店、法人向け5支店）を含んでおります。
2. 上記のほか、当年度末において店舗外ATMを23,389か所（前年度末23,367か所）設置しております。

(ロ) 銀行代理業者の一覧

名 称	主たる営業所又は事業所の所在地	銀行代理業務 以外の主要業務
りらいあコミュニケーションズ株式会社	東京都渋谷区代々木二丁目6番5号	電話代理応答業務
株式会社セブン・グローバルレミット	東京都千代田区丸の内一丁目6番1号	資金移動業

(ハ) 銀行が営む銀行代理業等の状況

該当ありません。

ロ 国内事業

株式会社バンク・ビジネスファクトリー：本社（神奈川県横浜市）

株式会社セブン・ペイメントサービス：本社（東京都千代田区）

株式会社セブン・グローバルレミット：本社（東京都千代田区）

株式会社ACSiON：本社（東京都千代田区）

株式会社Credd Finance：本社（東京都千代田区）

ハ 海外事業

FCTI, Inc.：本社（アメリカ合衆国）

PT. ABADI TAMBAH MULIA INTERNASIONAL：本社（インドネシア共和国）

Pito AxM Platform, Inc.：本社（フィリピン共和国）

5. 企業集団の設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

報 告 セ グ メ ン ト				金 額
国	内	事	業	16,570
海	外	事	業	124
合 計				16,694

(注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 有形固定資産及び無形固定資産への投資額の総額（仮勘定からの振替は除く）を表示しております。

ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

報 告 セ グ メ ン ト	内 容	金 額
国 内 事 業	A T M	3,556
	ソ フ ト ウ エ ア	11,567

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

6. 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

会 社 名	所 在 地	主 要 業 務 内 容	設立年月日	資 本 金	親会社が有する 当社の 議決権比率	その他
株式会社セブン&アイ ・ホールディングス	東 京 都 千 代 田 区	純 粋 株 会 社	2005年 9月1日	百万円 50,000	% 46.27 (46.27)	－

(注) 議決権比率欄の（ ）内は、間接保有割合であります。

なお、当社とは預金取引関係等があります。

□ 子会社等の状況

(年度末現在)

会 社 名	所 在 地	主 要 業 務 内 容	設 立 年 月 日	資 本 金	当社が有する 子会社等の 議決権比率	その他
FCTI, Inc.	アメリカ合衆国 カリフォルニア州	A T M 運 営 事 業	1993年 8月25日	百万米ドル 19	100.00 %	—
PT. ABADI TAMBAH MULIA INTERNASIONAL	インドネシア共和国 ジャカルタ首都特別州	A T M 運 営 事 業	2014年 6月10日	億インドネシアルピア 1,281	67.91	—
株式会社バンク・ ビジネスファクトリー	神 奈 川 県 横 浜 市	事 務 受 託 事 業	2014年 7月1日	百万円 100	100.00	—
株式会社セブン・ ペイメントサービス	東 京 都 千 代 田 区	資 金 移 動 業	2018年 1月11日	百万円 475	100.00	—
Pito AxM Platform, Inc.	フィリピン共和国 マニラ首都圏マカティ市	A T M 運 営 事 業	2019年 4月1日	百万フィリピンペソ 85	100.00	—
株式会社セブン・ グローバルレミット	東 京 都 千 代 田 区	資 金 移 動 業	2019年 6月3日	百万円 495	100.00	—
株式会社 A C S i O N	東 京 都 千 代 田 区	本人確認及び不正検知 プラットフォーム事業 コンサルティング事業	2019年 7月16日	百万円 300	60.00	—
株 式 会 社 C r e d d F i n a n c e	東 京 都 千 代 田 区	貸金業・債権管理業	2020年 1月22日	百万円 490	60.00	—

(注) 上記のほか、持分法適用の関連法人等が4社あります。

7. 事業譲渡等の状況

該当ありません。

8. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当ありません。

招集
ご通知

株主
総会参考書類

事業
報告

連結
計算書類等

監査
報告書

ご
参考

2 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

1. 会社役員 の 状 況

(年度末現在)

氏 名	地位及び担当	重 要 な 兼 職	その他
二子石 謙 輔	代 表 取 締 役 会 長		－
舟 竹 泰 昭	代 表 取 締 役 社 長 〔担当〕 監査部		－
石 黒 和 彦	取締役専務執行役員 〔担当〕 デジタルバンキング部	サインポスト株式会社社外監査役	－
河 田 久 尚	取締役常務執行役員 企 画 部 長 〔担当〕 企画部	株式会社セブン・フィナンシャルサービス取締役、 株式会社セブン・ペイ取締役	－
稲 垣 一 貴	取 締 役 執 行 役 員 営 業 推 進 部 長 〔担当〕 営業推進部、 ATM業務管理部、業務推進部		－
後 藤 克 弘	取 締 役	株式会社セブン&アイ・ホールディングス代表取締役副社長	－
木 川 眞	取 締 役 (社外)	ヤマトホールディングス株式会社特別顧問、 株式会社小松製作所社外取締役、沖電気工業株式会社社外取締役	(注2) (注3)
伊 丹 俊 彦	取 締 役 (社外)	弁護士 (長島・大野・常松法律事務所顧問)、戸田建設株式会社社外取締役	(注2)
福 尾 幸 一	取 締 役 (社外)	日立金属株式会社社外取締役	(注2)
黒 田 由貴子	取 締 役 (社外)	株式会社ピープルフォーカス・コンサルティング取締役・ファウンダー、 株式会社CAC Holdings社外取締役、三井化学株式会社社外取締役、 テルモ株式会社社外取締役	(注2)
平 井 勇	常 勤 監 査 役		－
清 水 明 彦	常 勤 監 査 役		(注4)
寺 島 秀 昭	監 査 役 (社外)	弁護士 (晴海協和法律事務所)、専修大学法科大学院教授	(注2)
唐 下 雪 絵	監 査 役 (社外)	フェリーチェコンサルティング株式会社代表取締役、 公認会計士 (公認会計士唐下雪絵事務所所長)、マブチモーター株式会社社外取締役	(注2) (注5)

(注) 1. 当該事業年度中に辞任した会社役員は、次のとおりであります。

(氏 名) (辞任時の地位) (辞任年月日)

松 尾 邦 弘 監査役 (社外) 2019年6月17日

2. 木川眞氏、伊丹俊彦氏、福尾幸一氏、黒田由貴子氏、寺島秀昭氏及び唐下雪絵氏につきましては、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。

3. 木川眞氏は、2020年4月1日付で株式会社肥後銀行の社外監査役に就任しております。

4. 清水明彦氏は、当社の親会社である株式会社セブン&アイ・ホールディングスにおいて長年経理業務を経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

5. 唐下雪絵氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

2. 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支 給 人 数	報 酬 等
取 締 役	11名	324 (うち 報酬以外の金額 60)
監 査 役	6名	66
計	17名	390 (うち 報酬以外の金額 60)

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 「報酬等」の額には、「報酬以外」として、取締役5名に付与した株式報酬に係る費用計上額60百万円が含まれております。
3. 取締役及び監査役に対する役員賞与金及び退職慰労金はありません。
4. 取締役の報酬限度額につき、2012年6月19日開催の第11回定時株主総会において年額350百万円以内（うち社外取締役分年額60百万円以内）と決議いただいております。
また、取締役報酬額とは別枠で、業績連動型の株式報酬制度に基づく報酬等の限度額につき、2017年6月19日開催の第16回定時株主総会において、3事業年度を対象として合計400百万円以内と決議いただいております。
なお、株式報酬型ストックオプションは、新規の発行は行っておりません。
5. 監査役の報酬限度額は、2008年6月18日開催の第7回定時株主総会において年額100百万円以内と決議いただいております。

3. 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
後 藤 克 弘 木 川 眞 伊 丹 俊 彦 福 尾 幸 一 黒 田 由貴子 平 井 勇 清 水 明 彦 寺 島 秀 昭 唐 下 雪 絵	会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。 ただし、当該契約に基づく責任の限度は、法令の定める額としております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類等

監査報告書

ご参考

3 社外役員に関する事項

1. 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼職その他の状況
木 川 眞	ヤマトホールディングス株式会社特別顧問、株式会社小松製作所社外取締役、 沖電気工業株式会社社外取締役 兼職先と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。
伊 丹 俊 彦	弁護士（長島・大野・常松法律事務所顧問）、戸田建設株式会社社外取締役 兼職先と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。
福 尾 幸 一	日立金属株式会社社外取締役 兼職先と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。
黒 田 由貴子	株式会社ピープルフォーカス・コンサルティング取締役・ファウンダー、 株式会社CAC Holdings社外取締役、三井化学株式会社社外取締役、テルモ株式会社社外取締役 兼職先と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。
寺 島 秀 昭	弁護士（晴海協和法律事務所）、専修大学法科大学院教授 兼職先と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。
唐 下 雪 絵	フェリーチェコンサルティング株式会社代表取締役、 公認会計士（公認会計士唐下雪絵事務所所長）、マブチモーター株式会社社外取締役 兼職先と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。

（注）木川眞氏は、2020年4月1日付で株式会社肥後銀行の社外監査役に就任しております。

2. 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
木 川 眞	2018年6月 から現在まで	当年度開催の取締役会 13回のうち12回出席	経営者としての経験から、経営方針、業務運営等について、意見の表明等を行っております。
伊 丹 俊 彦	2018年6月 から現在まで	当年度開催の取締役会 13回のうち12回出席	法曹としての経験から、経営方針、業務運営面の法令遵守、内部統制を重視した、意見の表明等を行っております。
福 尾 幸 一	2018年6月 から現在まで	当年度開催の取締役会 13回全て出席	経営者としての経験から、経営方針、業務運営等について、意見の表明等を行っております。
黒 田 由貴子	2018年6月 から現在まで	当年度開催の取締役会 13回のうち12回出席	経営者としての経験から、経営方針、業務運営等について、意見の表明等を行っております。
寺 島 秀 昭	2019年6月 から現在まで	当年度開催の取締役会 10回全て出席 当年度開催の監査役会 10回全て出席	法曹としての経験から、経営方針、業務運営等について、意見の表明等を行っております。
唐 下 雪 絵	2019年6月 から現在まで	当年度開催の取締役会 10回全て出席 当年度開催の監査役会 10回全て出席	公認会計士、経営者としての経験から、経営方針、業務運営等について、意見の表明等を行っております。

(注) 寺島秀昭氏及び唐下雪絵氏の出席状況については、2019年6月17日の就任後に開催された取締役会及び監査役会のみを対象としております。

3. 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報 酬 等 の 合 計	8名	65	—

(注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 社外役員に対する役員賞与金、株式報酬及び退職慰労金はありません。

4. 社外役員の意見

該当ありません。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類等

監査報告書

ご参考

4 当社の株式に関する事項

1. 株式数	発行可能株式総数	普通株式	4,763,632千株
	発行済株式の総数	普通株式	1,179,129千株

2. 当年度末株主数 97,240名

3. 大株主

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数 千株	持株比率 %
株式会社セブン・イレブン・ジャパン	453,639	38.47
株式会社イトーヨーカ堂	46,961	3.98
株式会社ヨークベニマル	45,000	3.81
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	41,890	3.55
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	36,488	3.09
STATE STREET CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM44	15,562	1.31
株式会社三井住友銀行	15,000	1.27
第一生命保険株式会社	15,000	1.27
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	13,422	1.13
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	13,418	1.13

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、自己株式（128株）を控除して計算しており、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
なお、自己株式には、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が保有する当社株式（798千株）は含まれておりません。

4. その他株式に関する重要な事項

該当ありません。

5 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 公認会計士 辰巳 幸久 公認会計士 竹内 知明	58	(監査役会が会計監査人の報酬等に同意をした理由) 当社監査役会は、会計監査人の当事業年度の会計監査計画・その他資料の報告を受け、前年度の監査実績の検証と評価を踏まえ、報酬見積りの監査時間・金額等の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額が相当であると判断したので、会社法第399条第1項の同意を行っております。

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、「当該事業年度に係る報酬等」にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 58百万円

2. 責任限定契約

該当ありません。

3. 会計監査人に関するその他の事項

イ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当する状況にある場合は、当社監査役会は当該会計監査人の解任を検討し、解任が妥当と認められる場合には監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。また、当社監査役会は、会計監査人の職務状況や当社の監査体制等を勘案し、会計監査人の変更が必要と認められる場合には、会計監査人の不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

□ 会社法第444条第3項に規定する大会社である場合には、銀行の会計監査人以外の公認会計士（公認会計士法第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む。）が、銀行の重要な子会社及び子法人等の計算関係書類（これに相当するものを含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）をしているときは、その事実

PT. ABADI TAMBAH MULIA INTERNASIONAL及びPito AxM Platform, Inc.は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む。）の監査を受けております。

第19期末連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	848,446	預 金	683,760
有 価 証 券	70,911	譲 渡 性 預 金	800
貸 出 金	23,283	借 用 金	196
外 国 為 替	0	社 債	105,000
A T M 仮 払 金	81,965	A T M 仮 受 金	45,052
そ の 他 資 産	16,365	そ の 他 負 債	27,288
有 形 固 定 資 産	13,985	賞 与 引 当 金	573
建 物	1,630	退 職 給 付 に 係 る 負 債	3
A T M	9,042	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	4
その他の有形固定資産	3,312	株 式 給 付 引 当 金	236
無 形 固 定 資 産	29,665	繰 延 税 金 負 債	137
ソ フ ト ウ ェ ア	20,930	負 債 の 部 合 計	863,051
その他の無形固定資産	8,734	(純 資 産 の 部)	
退 職 給 付 に 係 る 資 産	378	資 本 金	30,702
繰 延 税 金 資 産	909	資 本 剰 余 金	30,757
貸 倒 引 当 金	△25	利 益 剰 余 金	155,760
		自 己 株 式	△338
		株 主 資 本 合 計	216,882
		その他有価証券評価差額金	499
		為 替 換 算 調 整 勘 定	3,767
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	62
		その他の包括利益累計額合計	4,329
		新 株 予 約 権	274
		非 支 配 株 主 持 分	1,346
		純 資 産 の 部 合 計	222,833
資 産 の 部 合 計	1,085,885	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,085,885

第19期連結損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目				金 額	
経常収益	益				148,553
資金運用収益	利息配当金			3,569	
貸出証券利息	配当金			3,451	
有価証券	利息			26	
口金	利息			0	
預け金	利息			90	
役務取引等収益	手数料			144,280	
受入為替	手数料			3,062	
A T M 受入	手数料			136,486	
その他の業務	収益			4,730	
その他の業務	収益			281	
その他の業務	収益			422	
経常費用	費用			422	
資金調達費用	費用			674	
預金	利息			99	
預金	利息			0	
譲渡性マネー	利息			△12	
口金	利息			15	
借入金	利息			570	
社債	利息				
役務取引等費用	手数料			40,305	
支払為替	手数料			1,591	
A T M 設置	手数料			31,013	
A T M 支店	手数料			4,886	
その他の業務	費用			2,813	
営業経常費用	費用			62,813	
その他の経常	費用			4,922	
貸倒引当金	繰入額			2	
その他の引当金	繰入額			4,920	
経常利益	利益				39,836
特別利益	利益			91	
特別損失	損失				147
税金等調整前当期純利益	利益				39,780
法人税、住民税等	損失			13,840	
法人税等	損失			△164	
当期純利益	利益				13,675
非支配株主に帰属する当期純損失 (△)	損失				26,105
親会社株主に帰属する当期純利益	利益				△57
					26,162

- 招集ご通知
- 株主総会参考書類
- 事業報告
- 連結計算書類等
- 監査報告書
- ご参考

第19期末貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	842,606	預 金	686,633
現 金	748,283	普 通 預 金	454,564
預 け 金	94,322	定 期 預 金	231,971
有 価 証 券	80,826	そ の 他 の 預 金	98
地 方 債	22,756	譲 渡 性 預 金	800
社 債	40,614	社 債	105,000
株 式	7,632	そ の 他 負 債	68,389
そ の 他 の 証 券	9,823	未 払 法 人 税 等	7,813
貸 出 金	23,528	未 払 費 用	5,463
証 書 貸 付	244	A T M 仮 受 金	45,052
当 座 貸 越	23,283	資 産 除 去 債 務	366
外 国 為 替	0	そ の 他 の 負 債	9,692
外 国 他 店 預 け	0	賞 与 引 当 金	361
そ の 他 資 産	95,618	株 式 給 付 引 当 金	236
前 払 費 用	1,153	負 債 の 部 合 計	861,421
未 収 収 益	9,191		
金 融 派 生 商 品	48	(純 資 産 の 部)	
A T M 仮 払 金	81,885	資 本 金	30,702
そ の 他 の 資 産	3,339	資 本 剰 余 金	30,702
有 形 固 定 資 産	11,667	資 本 準 備 金	30,702
建 物	1,602	利 益 剰 余 金	168,025
A T M	7,318	利 益 準 備 金	0
その他の有形固定資産	2,745	そ の 他 利 益 剰 余 金	168,025
無 形 固 定 資 産	27,768	繰 越 利 益 剰 余 金	168,025
ソ フ ト ウ ェ ア	20,595	自 己 株 式	△338
ソフトウェア仮勘定	7,168	株 主 資 本 合 計	229,091
その他の無形固定資産	4	その他有価証券評価差額金	499
前 払 年 金 費 用	269	評価・換算差額等合計	499
繰 延 税 金 資 産	9,053	新 株 予 約 権	274
貸 倒 引 当 金	△50	純 資 産 の 部 合 計	229,866
資 産 の 部 合 計	1,091,287	負債及び純資産の部合計	1,091,287

第19期損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

[illegible]

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類等

監查報告書

ご参考

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2020年5月15日

株式会社セブン銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 辰 巳 幸 久 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 竹 内 知 明 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社セブン銀行の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社セブン銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2020年5月15日

株式会社セブン銀行

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 辰 巳 幸 久 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 竹 内 知 明 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社セブン銀行の2019年4月1日から2020年3月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1)監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2)各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月22日

株式会社 セブン銀行 監査役会

常勤監査役 平 井 勇 ㊟

常勤監査役 清 水 明 彦 ㊟

社外監査役 寺 島 秀 昭 ㊟

社外監査役 唐 下 雪 絵 ㊟

以 上

(ご参考) コーポレート・ガバナンスについて

1. 基本的な考え方

当社は、広く預金を預かるとともに、公共インフラ的性格を有するATMネットワークを保有・運営する銀行として、規律ある経営を行うことが社会的信頼に応えるために不可欠と考え、意思決定における透明性・公正性・迅速性の確保、業務執行における役割と責任の所在の明確化、経営監督機能の強化、業務の適正を確保するための体制整備及びコンプライアンス体制の充実を推進し、実効的なコーポレート・ガバナンスの実現を追求いたします。

当社は、企業統治の体制として監査役会設置会社を採用しております。取締役会においては、業務に精通した業務執行取締役と豊富な経験や各種分野における高い見識を有する社外取締役による意思決定を行い、かつ監査役による監査により、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保しております。

これらの実践のため、当社が具体的に取組むべきことを明確にすること、並びに株主への説明責任を果たすため、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定し、当社ホームページで公表しております。

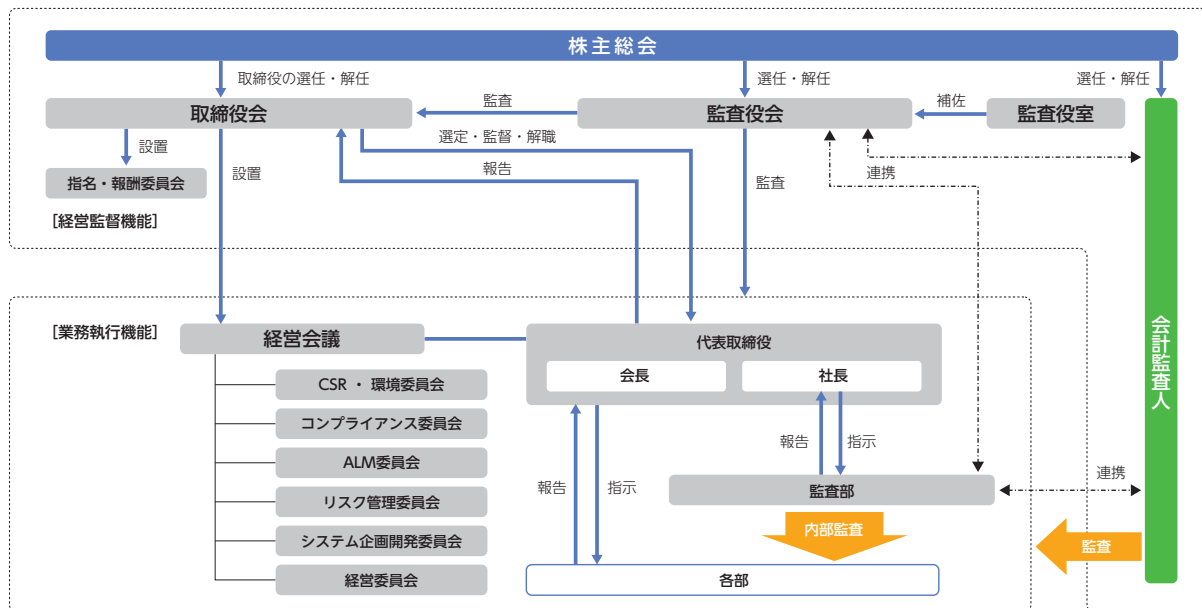
《コーポレート・ガバナンスに関するホームページURL》

<https://www.sevenbank.co.jp/csr/esg/governance.html>

《コーポレートガバナンス・ガイドライン》

https://www.sevenbank.co.jp/ir/management/governance/pdf/20181109_CGG.pdf

2. コーポレート・ガバナンス体制図



3. 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役候補者及び監査役候補者の指名を行うに当たっての方針と手続

《経営陣幹部選解任基準》

1. 経営陣幹部については、将来にわたり成長していく企業であり続けるために、当社グループにおける十分な実績と高い能力、見識を備え、銀行業務の社会的な責任・使命を十分理解し、高い規律に基づいて経営管理及び事業運営を遂行し、当社グループの更なる発展に貢献することができることを基準に選定しております。
2. 経営陣幹部は以下の欠格事由に該当しない者としております。
 - －反社会的勢力との関係が認められること
 - －職務上の法令違反や内規違反、私的事項における法令違反等が認められること
3. 経営陣幹部については、内規に定める所定の年齢に到達した場合、不正があった場合、業務遂行に重大な支障が生じた場合、上記1・2の選任基準を満たさないこととなった場合その他経営陣幹部としての業務遂行の水準が当社の要求するものを満たさないと判断される場合等、経営陣幹部としての適格性を著しく欠くことになった場合に、その役職を解くものとしております。

《取締役候補者選定基準》

1. 取締役候補者については、出身の各分野における十分な実績と高い能力、見識を備え、銀行業務の社会的な責任・使命を十分理解し、高い規律に基づいて経営管理及び事業運営を遂行し、当社グループの更なる発展に貢献することができることを基準に選定しております。
2. 取締役候補者は以下の欠格事由に該当しない者としております。
 - －反社会的勢力との関係が認められること
 - －職務上の法令違反や内規違反、私的事項における法令違反等が認められること

《監査役候補者選定基準》

1. 監査役候補者については、出身の各分野における十分な実績・高い能力、業務遂行に必要な財務・会計・法務に関する知識、見識を備え、銀行業務の社会的な責任・使命を十分理解し、公正かつ客観的な立場から取締役の職務執行状況を監査し、経営の健全性及び透明性の向上に貢献できることを基準に選定しております。
2. 監査役候補者は以下の欠格事由に該当しない者としております。
 - －反社会的勢力との関係が認められること
 - －職務上の法令違反や内規違反、私的事項における法令違反等が認められること

4. 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

《指名・報酬委員会の設置》

1. 取締役会の機能を補完するため、取締役会の諮問機関として、独立社外取締役を委員長とする指名・報酬委員会を設置し、取締役会の委任を受けて、株主総会議案として取締役候補者を取締役に推薦すること、及び取締役会議案として執行役員候補者を取締役に推薦すると同時に、取締役等の後継者計画を監督しております。
2. 指名・報酬委員会は、当社の取締役及び執行役員に関する次の事項等を審議しております。
 - (1) 報酬及び賞与に関する事項
 - (2) その他報酬に関する重要事項
 - (3) 取締役候補者及び執行役員候補者の推薦に関する事項
 - (4) 代表取締役候補者及び役付取締役候補者の推薦に関する事項
 - (5) その他取締役の人事に関する重要事項

(当社コーポレートガバナンス・ガイドライン第23条抜粋)

【取締役及び監査役の報酬等を決定するにあたっての方針と手続】

1. 取締役の報酬等は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、会社への貢献、職務の内容・重要度及び職務遂行並びに在位年数等を総合的に勘案し、指名・報酬委員会が取締役に提案し、取締役会の決議により決定しております。
2. 監査役の報酬等は、取締役の報酬等とは別体系とし、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、監査役会の協議において決定しております。

(ご参考) 配当金のお知らせ

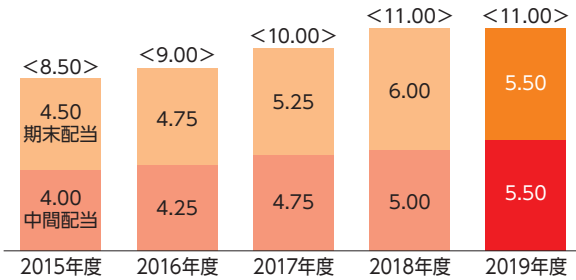
当社は、株主の皆さまに対する利益の還元を経営上重要な施策の一つと位置づけております。今後も、成長に向けた新たな分野への積極投資、インフラ事業者として事業継続に必要なリスクへの備えとのバランスを勘案し、株主の皆さまへの還元を着実に強化してまいります。年2回（中間配当及び期末配当）の配当を株主還元の基本とし、配当性向40%以上を最低目標に定め、安定的かつ継続的な配当の維持に努めてまいります。

期末配当につきまして、取締役会において、次のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

1株当たり配当 (円)

1 期末配当金 1株当たり 5.50円

2 効力発生日 2020年6月1日



〈メモ欄〉

株式事務のご案内

事業年度	4月1日～翌年3月31日
期末配当金受領株主確定日	3月31日
中間配当金受領株主確定日	9月30日
定時株主総会	毎年6月
上場証券取引所	東京証券取引所市場第一部 (上場日 2011年12月26日)
証券コード	8410
公告の方法	電子公告により行う* 公告掲載URL : https://www.sevenbank.co.jp/ir/stock/kokoku.html ※電子公告によることができない事故、その他のやむを得ない事由が生じたときには、日本経済新聞に公告いたします。
株主名簿管理人	三菱UFJ信託銀行株式会社
同連絡先	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都府中市日鋼町1-1 TEL : 0120-232-711 (通話料無料) 郵送先 : 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
同取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店

◎定時株主総会の決議結果につきましては、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
ご了承くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト のご案内



最新のお知らせやセブン銀行の紹介、
IRに関するお知らせなどがご覧いただけます。

<https://www.sevenbank.co.jp/ir/>



株主総会会場ご案内図

日時 2020年6月22日（月曜日）午前10時（開場 午前9時）

会場 東京プリンスホテル 2階 鳳凰の間
東京都港区芝公園三丁目3番1号 ☎(03)3432-1111（代表）

最寄駅のご案内

○ 都営地下鉄三田線 「御成門駅」

A1出口 から徒歩約**5分**

A1出口から地上に出られましたら
右へお進みいただき、右手に見えます
ホテル正面入口へお進みください。

○ 都営地下鉄大江戸線 「赤羽橋駅」

赤羽橋口 から徒歩約**12分**

赤羽橋口から地上に出られましたら
目の前の赤羽橋交差点を2段階に
お渡りいただき、左手の道沿いにお進み
ください。

※当日は会場周辺道路および
駐車場の混雑が予想されます
ので、お車でのご来場はご遠慮
願います。

